

法指第1229号

平成22年9月10日

各法人代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長

「O157」等腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について

日頃は、府政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について平成22年9月7日付け地保第2307号による健康医療部長より別添のとおり注意喚起の通知がありました。

つきましては、残暑が続いている9月に入ってもO157の患者の発生数は増えていきますので、各法人におかれましても、下記の事項にご留意いただき、施設等での十分な対策の実施や必要な情報の周知等をよろしくお願いいたします。

記

- 1 食品については適正な温度管理や十分な加熱などを行うとともに、調理従事者の健康診断や手洗いの徹底など健康管理に留意し、二次汚染の防止を徹底してください。
- 2 入所者や職員等の手洗いの徹底及び生肉等の喫食は避けるなど健康管理を平常時より行い、異常発生時には医療機関への受診等早急な対応をとり、食中毒や感染症発生時には発生状況の把握並びに感染拡大防止に努めてください。
- 3 トイレや浴槽・プールなどの清掃消毒等に留意し、施設の衛生管理を徹底すること。また下痢等で体調の悪いときは、浴槽・プールの使用は控えてください。

参考

- 大阪府福祉部地域福祉推進室法人指導課（社会福祉法人等への通知文書等）
http://www.pref.osaka.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html
- 「大阪府社会福祉施設等における感染症及び食中毒対策マニュアル＝施設編＝（平成18年5月）」
<http://www.pref.osaka.jp/koreishisetsu/kansensyou/index.html>
（高齢介護室ホームページ）
- <http://www.pref.osaka.jp/chikikansen/kansen/o157.html>
（地域保健感染症課ホームページ）
- <http://www.pref.osaka.jp/shokuhin/shokutyuudoku/niku.html>
（食の安全推進課ホームページ）

大阪府福祉部地域福祉推進室

法人指導課監理 G 池田

TEL 06-6944-6663

FAX 06-6944-1982